

税務課

固 滞納整理係(111・112)

差押不動産を公売

町の財政運営の基盤である町税収入の確保と税の公平性を期すため、滞納処分強化策として町が差し押さえた不動産を一般公売します。

物件情報	名称	見積価格	公売保証金	地籍	地目	所在地
	【土地】 R 6 - 1	357,000 円	36,000 円	3,892㎡	畑	・野方佐土原 4159 番 1
	【土地】 R 6 - 2	435,000 円	44,000 円	1,768㎡	畑	・永吉吉与堀 5311 番 3

【土地】R 6 - 1



【航空写真】



【現況写真】

【土地】R 6 - 2



【航空写真】



【現況写真】

※境界線は目安となります。

【入札参加資格について】

『大崎町公売ガイドライン』に記載の入札参加資格要件を満たす方ならどなたでも参加できますが、本件は農地(畑)であるため、事前に大崎町農業委員会が発行する『買受適格証明書』が必須となります。

『大崎町公売ガイドライン』は税務課滞納整理係にお問い合わせいただくか、町ホームページでもご確認いただけます。

公売期日	令和6年9月3日(火)
入札会場	大崎町役場 本庁舎2階応接室
入札・開札日	令和6年9月3日(火) (受付時間) 午後1時30分～午後2時 (入札開始) 午後2時
入札に参加される方へ	公売当日は、次のものを持参してください。 ●公売保証金 ●身分証明書(運転免許証等) ●買受適格証明書 ●委任状(入札者が本人以外の場合)

【注意事項等】

- ① 国税徴収法第92条該当者及び暴力団関係者は買受できません。また、国税徴収法第108条該当者は入場、入札が制限される場合があります。
- ② 公売に参加される方はあらかじめ公売物件の現況(ただし、物件への立ち入りは不可)・関係公簿等を確認した上で入札ください。なお、地積は公簿上の面積となります。また、大崎町は物件の瑕疵担保責任は負いません。
- ③ 大崎町は公売財産(不動産)の引渡義務は負いません。公売財産内の動産や廃棄物の撤去、占有者等に対するの明渡し請求、前所有者からの鍵の引渡し等は、買受人がおこなうこととなります。また隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間でおこなってください。
- ④ 納付等により公売が中止になる場合があります。